

平成 30 年度第 1 回

恵那市環境審議会議事録

日時：平成 30 年 9 月 27 日（木）15 時 00 分～

場所：恵那市役所北庁舎大会議室

-
1. 開会
 2. 委嘱式
 3. あいさつ
 4. 委員自己紹介・事務局紹介
 5. 副会長選出
 6. 議題
 - 1) 500kV 恵那分岐線（仮称）新設環境影響評価準備書に対する意見について
 7. その他
 8. 閉会
-

はじめに

■司会（事務局） 開会する前に資料の確認をお願いします。

①本日配布資料

本日の審議会の式次第 1 枚と審議会名簿裏面が本日の座席表となっております、あと事前にお送りいたしました環境影響評価準備書要約書というカラーの一冊もの。もしお持ちでなければ、用意いたしますのでお声がけをお願いします。あと恵那市の環境平成 29 年度版ですが、今日の資料ではございませんが、せっかくの機会ですのでお持ち帰りいただければと思います。

1. 開会

それでは定刻を少し過ぎましたが、ただいまより第 1 回恵那市環境審議会を開催致します。雨も心配しておりましたがあがりました。大変お忙しい中また平日日中ということでお越しいただき本当にありがとうございます。議題に入りますまで、司会を務めさせていただきます恵那市水道環境部環境課長の鈴木でございます。どうぞよろしく願い致します。なお、本日の審議会は公開とさせていただきますのでよろしくお願いしま

す。また資料、議事録につきましてはホームページにて公開し、名簿についても同じく公開をさせていただきますのでご理解とご了承をお願い致します。

2. 委嘱式

■司会（事務局） まず、はじめに恵那市環境基本条例第 17 条の規定に基づく新たに委員に選出された方への委嘱書を交付いたしますのでよろしくお願い致します。本来なら市長より交付させていただくのが本意ではございますが、本日他の公務で欠席のため、代わりに水道環境部長より交付させていただきますのでよろしくお願いをいたします。部長が赴きますので、その場でご起立のうえ受けとっていただきたいと思っております。お願いいたします。

八代様お願いいたします。委嘱書 八代英彦 様 恵那市環境審議会委員を委嘱します。期間 平成 30 年 9 月 27 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、平成 30 年 9 月 27 日 恵那市長 小坂喬峰 よろしく願い申し上げます。

続きまして、矢橋様お願いいたします。委嘱書 矢橋正彦 様 以下同文でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 水道環境部長あいさつ

■司会（事務局） それでは、水道環境部長小林よりごあいさつ申し上げます。

■水道環境部長 水道環境部長の小林でございます。本来ならば市長より委嘱書をお渡すところですが申し訳ありません。この会は昨年 10 月 25 日に実施し委員の任期は 2 年ですが、役職の交代により 2 名の方につきましては、残りの期間約 1 年弱になりますが、よろしくお願い致します。

昨年実施された審議会では、リニアの環境基準のご意見をいただきまして、今回は中部電力さんが行われる 50 万ボルトの分岐線にかかる審議でございます。当分岐線については平成 28 年度に方法書について当会でご意見を伺って、今回はその調査の結果をまとめた事前の方法書についてご意見を伺うことになっておりますので、どうぞ審議・ご意見を賜りますようよろしくお願い致します。

4. 自己紹介

■司会（事務局） それでは、今年度第 1 回の審議会ということで自己紹介に入りたいと思います。会長から時計回りで、所属とお名前をお願いします。

[委員と職員が自己紹介を行う]

5. 副会長の選出

■司会（事務局） 続きますして、副会長の選出及び承認について行いたいと思います。前回の審議会で、副委員長の選出・承認については次回審議会にて行おうと承認をいただいております。

本日の審議会にて選出させていただきます。副会長には環境団体代表の黄地 様をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

[拍手多数あり]

ありがとうございます。

黄地委員は副会長席へ御移動願います。

■司会（事務局） 本審議会において審議していただく内容は、中部電力株式会社が行います、中央新幹線（リニア新幹線）の新中津川変電所及び中部総合車両基地に電力を供給するための送電線の一部、500 kV の分岐線等が、岐阜県環境影響評価条例の対象となっております。

このたび中部電力株式会社より岐阜県に提出された「500kv 恵那分岐線新設、環境影響評価準備書」に対し意見を求められたことにより、本審議会を開催し恵那市の意見をまとめさせていただくものでございます。

■司会（事務局） それでは、審議会に入りますが、本審議会の成立要件は、恵那市環境基本条例第 19 条第 2 項により、委員の半数以上の出席で開催することができる。としており、本日は 12 名の出席で過半数の以上の出席がございましたので、本審議会は成立することをご報告いたします。

■司会（事務局） それでは、恵那市環境基本条例第 19 条第 1 項の規定により、これより会長が議長として、議事進行をお願いします。岡崎会長よろしく願いいたします。

6. 議題

1) 500kv 恵那分岐線（仮称）新設環境影響評価準備書に対する意見について

■会長 それでは、式次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

それでは、議題 1 500 kV 恵那分岐線（仮称）新設環境影響評価準備書に対する意見について事務局より説明をお願いします。

[審議する内容について事務局より説明]

[500 kV 恵那分岐線（仮称）新設環境影響評価準備書について中部電力(株)より説明]

- 会長 中部電力(株)様ありがとうございました。ただ今説明いただきました件につきましてご質問があればお願いします。
- 委員 前提として伺いたいのですが、環境影響評価準備書ですが、私は縦覧ができなかったもので、ホームページで見ようとして開いたのですが、400 ページという膨大な量であった。印刷もダウンロードもできない状態で、400 ページをパソコン画面で最初から最後まで見るのは、並大抵な努力では見ることができない状態であった。また、9月25日まで意見を出すことができるのに9月10日でホームページが閉鎖になっていた。せめて意見が出せる日までホームページの公開をして欲しいものである。要望としては印刷及びダウンロードができるようにして欲しいのと、質問として何故意見が出せる日までホームページの公開をしないのか この2点をお願いします。
- 中部電力(株) 1つ目ですが、なぜ1ヶ月間の縦覧期間かと申しますと、こちらにつきましては、岐阜県環境影響評価条例で1ヶ月間の縦覧期間が定められているので、それに従いましてホームページ上で準備書の公開させていただきました。また、要約書につきましては、引き続き縦覧期間が過ぎても公開し対応させていただいております。
なぜ印刷ができないかと申しますと、準備書などのアセス図書につきましては、当社の著作物となっております技術資料となります。当社の技術的なノウハウが含まれています。これらの流出・二次利用・目的外利用を防ぐために、閲覧については印刷ができないようにしているのと、縦覧については非公開とさせていただいております。
- 委員 要望として聞いていただきたい。中部電力の著作物であるなら、中部電力さんが印刷していいよと言えばできる話である。縦覧までさせておいて印刷できない理由として技術情報があるからというのは、納得がいかない。
今の状態では、なかなか意見は出せないということを伝えたかった。
- 会長 そのようなご意見があったということをお願いいたします。
- 会長 他にご意見はありませんでしょうか。
- 委員 先程の説明の中で、住民説明会を8月20日と8月23日を行って、意見が9月25日となっているので、住民の意見としてどのようなものが寄せられているか教えていただきたい。
- 中部電力(株) 意見書につきましては、9月25日まで消印有効となっており、おそらく今日まで集計しているもので、全てそろっている訳ではない。正式には意見につきまして

は条例に従いまして恵那市さんに意見書の概要として報告させていただきます。

主なご意見を紹介させていただきますと、準備要約書にもありますが、電磁界の話であったり、景観についてご心配されているといったご意見が出ております。

- 委員 武並と文化センターではどうですか。
- 中部電力(株) そうですね。やはり電磁界や土砂崩れの心配といった意見が出ている。
- 委員 特に影響を与えるような意見はなかったのですか。
- 中部電力(株) 今後県の審査会等々ありますので、いただいた意見については最終評価書の中に反映させていただきます。
- 会長 他にご意見はありませんでしょうか。
- 委員 今電磁界の話が出たのですが、ここで流れる電流は最大で3,000Aですよね。変動はどのくらいあるのですか。その変動によって電磁界も変動するはず。近くに同じような線が流れていますけど、電磁界によって影響を受ける電波の周波数はあるのですか、ないのですか。分かれば教えてください。
- 中部電力(株) どれくらい変動があるかというデータは現在持ち合わせていません。そこまで検討が進んでいない状況である。
- 委員 リニア専用線ですので、リニアが通る時に使う電気ですよね。他には使わないのですよ。
- 中部電力(株) 必要の無いときは0になります。
- 委員 その変動がバンバンある訳ですよね。その変動が電磁界にどう影響して、電波にどう影響するかを聞きたいのです。
- 中部電力(株) 基本的に電磁波については60Hz振動で、電気を使う時だけ発生して使わない時については消えるだけである。60Hzの低周波のものになりますと、基本的には携帯電波や無線機の電波の周波数の高いものについては、基本的に影響は与えないものと考えている。ただ、低周波の方は調査報告書にも挙げておりますけども、電磁波よりも鉄塔の方が、そのまま電波を遮る可能性があるということで、それについては予測評価を行っているところです。また、ラジオの周波数については、一部影響を与えるということがあるのですが、こちらについては、法令で影響を与えないようにすることが、定められているので、そのように設備を建てることになっております。
- 会長 よろしいでしょうか。その他ご意見はありませんでしょうか。中部電力(株)さんの説明を受けまして、委員の皆様の意見をお伺いし、変えていけるところは変え、また修正可能なところは修正していきたいと思っておりますので、ご意見をいただければと思います。
- 委員 植物のレッドブックですが環境省のレッドブックですか。または、岐阜県のレッドブックですか。
- 中部電力(株) 全てです。

■会長 その他ご意見はありませんでしょうか。無いようですので中部電力(株)様ありがとうございました。

[中部電力(株)退席]

■会長 これから恵那市の意見をまとめたいと思います。まず、事務局より案があるようでしたらお願いします。

[事務局案を説明]

■会長 恵那市から5つの意見がまとめられていますが、委員の皆様これにつきましてご意見はございませんか。

■委員 環境保全対策が掲げられていますが、工事を行う上での関係者への周知徹底が必要だと思います。

■会長 ありがとうございます。他にありませんか。

■委員 恵那市の意見案について異論はないのですが、具体的に書いておいた方が良いと思う点は何点かあります。1つは杉・檜・人工林がほとんどで、一部保安林が入っている広範囲の対象区域で伐採を行う計画となっておりますが、伐採方法について準備書に何も書いていない。たぶん人力でチェーンソーを使って伐採すると思うのですが、伐採方法について何も書かれていないので、書くべきだと思う。もう一つは、森林をやられている方は気にしていると思いますが、チェーンソーは、エンジンオイルとチェーンを循環させるオイルと2種類使うのです。チェーンのオイルは伐採の時に飛び散るので鉱物性の物を使うと生態に悪影響を与えると数年前から言われており、それなりに環境に配慮した人だと植物性の生分解性のオイルを使っていると思います。最低限伐採に関して使用するオイルについては、森林に影響を与えないように生分解性のオイルを使用すること、そこまで書かないのなら、森林の生態系に影響を与えない方法で伐採することと指摘してほしいと思います。

それから先程の説明で気になったのは、事後調査を行わないと言っておられた。それは非常にまずいと思います。準備書 229 ページ中で伐採したところを工事が終わったら、必要などころに植林をする。または天然更新するのを待つという記述が何カ所か出てきます。私が心配するところが、天然更新がうまく出来るかどうかと植林をした後に杉・檜がちゃんと根付いてちゃんと生えてくるのが大切で、植林をしたが次の雨で流れてしまって事後調査をしないから知りませんということになるのが心配である。天然更新・植林をし

てという記述があるのであれば、事後調査を行って環境保全対策ができたかどうかを確認すべきである。事後調査をやられてなければ、意見書に入れておくべき。そうでなければ環境対策といいことばかり書いてあっても、やれたかどうか判断できないので事後調査は入れとくべきと思います。

■会長 ありがとうございます。その件につきまして何かありましたらご意見をお願いします。

■事務局 中部電力(株)さんは天然更新を行わないと言ってませんか。

■委員 そんなことはありません。準備書の表現でいうと、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は工事完了後に元の地形に復旧し、天然更新により再生を図るという記述があるはずで、他の工事で保安林に入る仮設工事については植樹するという天然更新と植樹の2種類書いてあると思います。

■事務局 承知しました。

■委員 よろしいですか。搬入道路等の排水ですが、必要に応じて側溝や横断溝などの浸食防止対策を講じると書いてありますが、必要に応じてを誰が判断するのかが心配である。というのも最近大雨が続いて恵那市でも多くの道路を直している状態である。必要に応じてにしてしまうと、必要無いと思っていたら浸食しましたではいけないことなので、必ず搬入路については排水対策を講じるというようにするか、必要に応じての判断を自治体も交えて行うという風にすれば良いと思います。とにかく判断を事業者任せするのはいかがなものかと思います。あと、もう一つですが、騒音の予測ですけど先程の説明で騒音の予測は1と2の2ヶ所で測定して、両方とも環境基準内だから問題ないということですが、第2地点ですけども、環境基準55dBに対し54dBでその差1dBである。これは車のアクセルを踏み込んだら簡単に超えてしまうくらいの数値である。これで問題ないというではなく、必ず環境基準超えないようしっかりやってください。という要請した方が良いと思います。

■会長 数々のご意見ありがとうございます。恵那市の意見についてこれだけ加筆修正等の意見がありましたが、その他ご意見がありましたらもう少し時間をとってと思いますが、時間の都合もございますので、これくらいでよろしければまとめに入りたいと思います。

■事務局 ありがとうございます。事務局がいくつかの想定する意見をお持ちしましたが、皆さん細部まで検討いただきご意見をいただきました。これを1枚にこれからまとめさせていただきたい。15分休憩を入れさせていただければ、今日中に皆様にお持ち帰りいただけるようにしたいと思います。会長いかがでしょうか。

■会長 はい。今から15分ですので28分くらいまで休憩を取りたいと思います。

■委員 追加をお願いしたい。

■会長 はい、どうぞ。

■委員 これは工事に伴う評価が殆どで、電線の運用後の評価というのが殆ど入っていない。だから、電線の運用開始後に問題が起こった場合、どうしたら良いかという文言も入れていただきたいと思います。

■会長 ありがとうございます。それでは28分再開ということでお願いいたします。

[意見書案まとめのために約22分休憩]

■会長 多少休憩が長くなりましたけれど、審議委員さんの意見を踏まえて、事務局より修正した意見書を持ってきていただきましたので、説明をお願いいたします。

[事務局よりまとめた意見書の説明]

■会長 はい、修正案の説明がありましたけれども、それも審議委員の皆様の意見が踏まえられていると思いますが、ご意見はありますか。

■委員 伐採の部分で油脂というのは液体と固体と両方あるので、オイルに修正願いたい。

■事務局 修正いたします。

■会長 あとはよろしいですか。無いようでしたら、事務局が報告した案を正式な答申とすることにします。

全ての議題が終了しましたので、以後の進行を事務局へお返しします。

■司会（事務局） 岡崎会長ありがとうございます。審議いただきました意見を早速、答申として県に上程いたします。

8. その他

■司会（事務局） 続きまして次第の4「その他」でございます。事務局より「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定に関する告示について」ご報告させていただきます。

[岐阜県公報配付後に事務局より説明]

■事務局（事務局） ありがとうございます。事務局としては以上になりますが、皆様から何かあればご意見をお願いします。

[その他自由意見が3件あり]

他よろしかったですか。次回審議会につきましては事務局より改めてご連絡したいと思います。それでは、閉会の言葉を水道環境部長小林より申し上げます。

■水道環境部長　まとめた意見は、岐阜県に上程させていただきます。また、当審議会のあり方については内部で検討していきたいと思えます。本日はありがとうございました。

午後5時00分　終了